

★離婚後も双方の親に子どもを育てる権利を！

引き離し

2

2008年10月16日

子どもに会いたいコンサート

離婚、別居によって子どもに会えなくなった当事者同士子どもに会いたい気持ちを分かち合い、そして他の多くの人達にもなぜ会えないのか分かってもらいたいという趣旨で9月23日に、国立市の居酒屋かけこみ亭にてライブが行われました。

最初は、10年間息子さんに会えなくなっている、史さんの歌です。月に関する子どもとの思い出の曲を難しいピアノの弾き語りですらいい気持ちを押さえて、母親のやさしい声そして笑顔で歌ってくれました。当事者みんなぎっと、もっともっと強く頑張らないとという気持ちになったのではないのでしょうか。

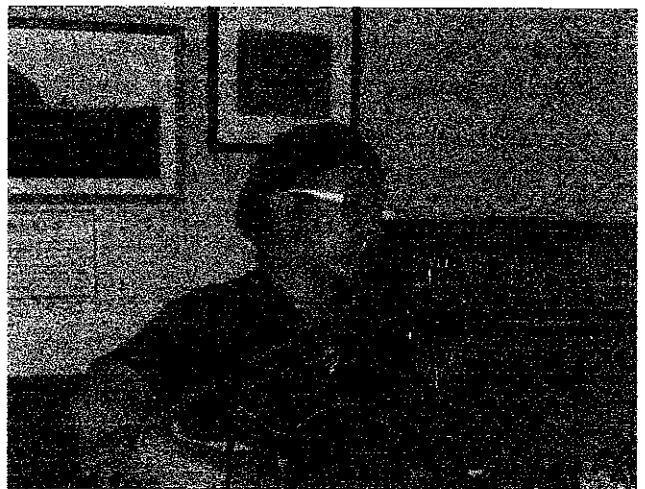
そして次はワッチさんの歌。引き離された直後には大好きな歌も歌うことができなかつたそうです。多くの人は食事や睡眠もとれず大好きなこともできなくなるくらいになります。それ以上に子どもも、苦しんでいるはずで。

ワッチさんは、最近やっと歌えるようになったものの、子どもとの思いが深い曲は涙なしでは未だに歌えないと言いながら、ギターで弾き語りして熱唱して下さいました。みんな涙ぐんでいました。当事者の史さん、ワッチさんの歌声にみなさん元気づけられ共同親権の必要さを伝えてくれたと思います。

そして最後は国分寺エクスペリエンスの歌です。一番私の心に響いたのは世界のお母さんでした。世界中のお母さんの子どもに対する愛情がこめられた歌、「ふれたい」というフレーズでこらえていた涙がとめどなく流れてとまりませんでした。こんなに心に響く歌を聞いたことがなかった私は感激で心がいっぱいになり温かい気持ちになりました。

ライブの後の懇親会ではみなさんお酒も入り和やかなムードの中で楽しくすごし、また明日から頑張っていくという気持ちになり帰宅できたと思います。主催者のみなさん、そして歌って頂いた方々すばらしいコンサートありがとうございました。

(上吹越直美)



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6 スペースF内

TEL/FAX 042-573-4010 (スペースF・宗像)

mailto:oyakonet2008@yahoo.co.jp

http://blog.goo.ne.jp/oyakonet

年会費 個人1000円、団体3000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名：親子交流ネット



離婚後の親子の交流を実現するデモ

■日時 10月26日(日) 13:00 集合13:30 出発

■場所：東京都渋谷区恵比寿公園集合

シンポジウム

離婚家庭の新しいかたち—共同親権
子どもが両方の親から育てられるために

お話し：福田雅章(山梨学院大学)、味沢道明(日本家族再生センター)

■日時：11月9日 13:30 開場14:00 開始

■場所：東京都文京区シビックセンターアカデミー文京レクリエーションホール

離婚後の親子の面会交流の 法制化と支援を求める請願

●日野市議会で全会一致採択

鵜飼恵子

今年の夏、国立のスペースFの集まりに顔を出すようになり、議会陳情なる活動をしていると聞かされました。ふ～ん、とあくまでも他人事、私が提出するなんて考えもしませんでした。日野市には実家があるので戻ってきただけですよ……議員さんなんて全然知らないし…○●だし…△■だし…。

8月に宗像氏から、「一緒に会いますから、S議員のアポ取ってください」とあたりまえのような調子で電話がかかってきて仕方なく連絡取ったのが始まりでした。議員にお会いしても、請願？陳情？議会？と全くこちらはイメージすらわかりません。だいたい、その頃は陳情文など目にしても「離婚」とか「親子の引き離し」などというフレーズ見るだけで胸が痛くて、ちゃんと読んでもいないんですから…ヒト様にそういうこと訴えるなんてこと、自分でできるわけない…というわけで、そのまま何もしないで月末になりました。

するとやはり宗像氏から電話「どーなりましたー？」「あ、全然なにも」「陳情出すだけでもやっ」といってください。そーか、紙出せばいいのか…植野さんに同行してもらって出しちゃおうか…というところでせつかくの理解者のS議員と植野さんが話をして、請願で出せるかもしれないということになり…（とにかくヒトリではなにもできないし、議員さんとお話する勇氣も出なかった）慌てて議員さんに連絡取ろうとしたのが、締め切り日の3日前でした。

まーまったく幸運なことに…家の近くの保守系の女性議員Iさんが、とても親身になって話を聞いてくださり「あたりまえよ、問題なし」と力強く言ってくださいました。保守派から賛同を得るのは難しいのではないかと、という事前予想に反して拍子抜けでしたがまことにありがたいことでした。

その結果…全会派から紹介議員（陳情でなく請願の場合はこれが必要なんです）の署名をいただくことができました。

9月12日に健康福祉委員会を傍聴しました。市役所側は部長以下の役職者がずらりと並んでいて、こういうところで問題提起される意味は大きいのではないかと思います。委員会の審議では、S議員はもちろんのこと他党の委員からも理解ある採択意見、市役所子ども課長からも前向きな答弁をさせていただいて、異議なし採択となりました。（議事録がまだないのが残念です）

9月25日の本会議でも全会一致の採択となりました。理解していただいたS議員、I議員をはじめとしてみっすぐに受け入れてくださった議員の方々、市役所の方々のおかげで意見書を提出していただくことができました。日野市の皆様、本当にありがとうございました。そして…いつのまにか私の胸はあまり痛まなくなっていました。「子どもに会うことをあきらめずに」「前向きに」と励まし合える仲間ができたことをつくづくありがたいと思っています。10月26日、またデモにご一緒しましょう。

■地方議会陳情・請願・議員決議情報

- 3月議会
 - 国立市陳情採択
- 6月議会
 - 小金井市議会議員提出議案採択
- 9月議会
 - 国分寺市陳情全会派一致採択
 - 日野市請願全会派一致採択
 - 立川市請願全会派一致採択
 - 羽村市陳情趣旨採択（意見書の提出はなし）
 - 清瀬市陳情継続審議
 - 東大和市陳情継続審議
 - 日出町陳情不採択
 - 高松市陳情不採択
 - 東京都陳情不採択
- 他、現在陳情を提出している議会
 - 香川県、江戸川区、中野区、熊谷市

すぐやめて！

□人質弁護□

「人質弁護」とは、「慰謝料（解決金）を払うまで子供と会わせない」「離婚に応じるまで子供と会わせない」などといった、子供を使った離婚時の人質取引のことです。離婚後の面会条件の交渉でも同様の方法が使われる事があります。

私も、「突然子供を引き離されて、離婚、非親権者となり、子供と会えない親」の一人です。離婚までの間、そして離婚後の今も「子供の面会条件」を交渉材料とした「人質弁護」に直面しています。

ある日、子供を連れ去られ離婚調停が始まりました。勝手に子供の住民票は移動され、他の学校へ転校させられていました。調停では、申立書を今尚見ることができません。理由はただ一つ、「見せたくないから」だそうです。それが通用するのが家庭裁判所です。

「慰謝料」「財産分与」「子供の親権」「別居中の婚費負担」などの要求を受け入れ、必死で家庭修復を望んで努力してきました。事ある毎に「人質弁護」がありましたが、子供に会いたい一心で要求に応じてきました。「事を荒立てない事」が将来に禍根を残さない方法であると信じていたからです。苦渋の選択の連続でした。しかし、最後は、「もし、離婚に同意しなければ裁判にして一生恨んでやる。子供にも会わせない。もし子供に会いたければ離婚しろ」、というものでした。

離婚成立時の調停調書には面会条件が明記されています。日時、場所などの詳細は別途「子供との面会に関する覚書」を交わしました。夫婦関係は失いましたが、「親子の関係は続く、最低限の条件は裁判所で得られた」と信じていました。

しかし、今では「不履行でもなんら咎められるものではない」という理不尽な現実には直面しています。

相手方が、離婚前から交際をしていた妻子ある男性（間もなくその男性も離婚）と再婚し、子供が養子縁組された前後からです。面会の日時を決める連絡も、相手方の弁護士により拒否されました。

子供に自傷の症状や、様々なストレス兆候が出ているために、親権変更などを検討し取り組んできましたが、現在の裁判所では審理すらしてもらえない状態です。私は「子供の安否を気遣う事も、それを司法に問う権利すら否定されている存在」

であると感じています。

現在、面接条件履行のための調停をしていますが、相手方からは履行はおろか逆に「面会頻度の著しい削減」を主張されています。

私達親子は今も会える時は生き活きとして一緒にの時を楽しんでいます。そんな私達に「人質弁護」が通用して良いはずがありません。私は断固として反対します。

私は家裁での調停はもちろんのこと、都内を中心に「離婚後の親子関係を改善する各種団体」に参加しています。先日は、霞ヶ関の弁護士会館前で「人質弁護反対」のアピールとして資料配布、各弁護士会への「人質弁護をやめてください」という文書の提出をしました。都内での「面接交流や共同親権」を訴えるデモ行進にも参加しました。自助グループではケーススタディを元に、対応策検討などを続けています。こうした活動は私のためだけではなく、「これから引き離される親子のために、そして、直面して岐路に立たされている親子のために」という意味もこめています。

日本は現在、単独親権制度です。日本も批准している「子どもの権利条約」の内容や、先進国はじめ各国の法律・制度との乖離も非常に大きな問題です。「人質弁護」という人権侵害とも言える行為は、その無自覚さによるものではないかと思えます。学校、行政、司法も同様です。日本では「子供との交流」についてあまりにも不平等です。「人質弁護」の前には苦汁の選択を迫られてしまいます。これは「面会交渉」を材料にする事だけではなく、「親子の絆を阻害する行為全般である」といえます。

どうか、「人質弁護」を止めて下さい。親子は親子です。離婚後も子供の親として、お互いにとっての「我が子」を将来にわたって見守り、そして育てていく社会にして行きたいと思えます。

現状に即した適切な法整備、判例の増加なども重要です。一方で「今、引き離されている親子」を救うこと、「これ以上の悲劇を増やさない」こともまた急務です。そのための一つとして、「人質弁護」に対する活動をはじめ、離婚後の親子の絆を守るために、自ら当事者の一人として努力して行きたいと思えます。

私は絶対にあきらめません。 (蓮見岳夫)

●学習会

「アメリカの離婚と日本の離婚」

中村淳一（親子の面会交流を実現する国分寺会外）

8月28日（木）国分寺市光プラザにて、親子の引き離しのご経験を持つ、テムラク歩美さんをお迎えし、上記の題目で、勉強会が開かれました。

アメリカの離婚のプロセスと、日本の離婚のプロセスの違いは、棚瀬一代著『離婚と子ども』という本である程度の知識は入っていた私でしたが、改めて、当事者である、ご本人さんからのお話に、今の日本の離婚に伴う、親権制度に、愕然とする思いでした。

基本的にアメリカの離婚のプロセスでは、子どもの監護方針、面会方針が夫婦間で合意できなければ、離婚そのものが、裁判所で認められないの

です。これは、やはり、親権制度が大きく影響しているからでしょう。今のアメリカは、離婚後も共同親権です。共同親権である以上、当然、子どもの監護、養育、面会方針は、夫婦間で話し合い、調整をしなければならないわけです。方や、日本は、離婚後単独親権です。離婚の事実が先に来てしまい、それに伴い、親権者の決定となります。また、調停、裁判での親権者判定の基準が、別居中に子どもと同居している側の親に、ほぼ親権が行ってしまうという、現実も有ります。子どもが幼少であれば、子どもの意見や、心の内などは、殆ど加味されずの、親権者決定です。この、親権者判定基準が、子どもの奪い合いの原因にもなっているわけです。アメリカでは、離婚を提訴した時点で、子どもに対して、必ず代理人とカウンセラーが付きます。それにより、子どもの人権が保障され、離婚のプロセスに、子どもの立場が、反映されるのです。また、アメリカは、離婚に際して、両親の離婚に対しての教育プログラムが、科せられます。そこで、離婚後の子どもとの関係を勉強するのです。単純に見ても、アメリカの離婚のプロ

<団体紹介その2>

親子ネットNAGANO（旧「離婚後の子どもの権利を守る会」）

親子の面会交流を実現する全国ネットワークの発足にあわせて「離婚後の子どもの権利を守る会《長野》」を立ち上げましたが、今後のより多くの人々の参加を計画するに当たって、名称を「親子ネットNAGANO」と変更することになりました。

「単独親権」と「共同親権」の違いは何か。それは、子どもの立場からすれば、一方の親を居ないものとするところ、それとも両親がより等しく存在するものとするところと、そのどちらから両親の離婚後の生活が出発するかの違いです。

つまり、「単独親権」の元では、離婚とともに、今まで居た両親の一方の存在を突然に引き離されたところからその一方の親との会い方を調整していきませんが「共同親権」の元では、離婚をしたとしても両親が揃った状態により近いところから両親との接し方を調整していきます。

子どもの立場から見て、どちらがより自然かは言うまでもないでしょう。

そしてそれは何よりも、「子どもの権利条約」の理念に沿うものなのです。

私たちは子どもの幸せを第一に願う立場から、「連れ去らない、引き離さない、見放さない」をスローガンに「共同親権」の実現を目指します。

◎今後の活動予定

11月1・2・3日 白馬村文化祭にて親子引き離し問題関連資料展示及び関連DVD放映及び広報配布等啓発活動@白馬

11月22日 親子ネットNAGANO 学習会（仮題）松本Mウイングにて14時～ 参加費500円 @松本

12月 白馬村議会請願書提出

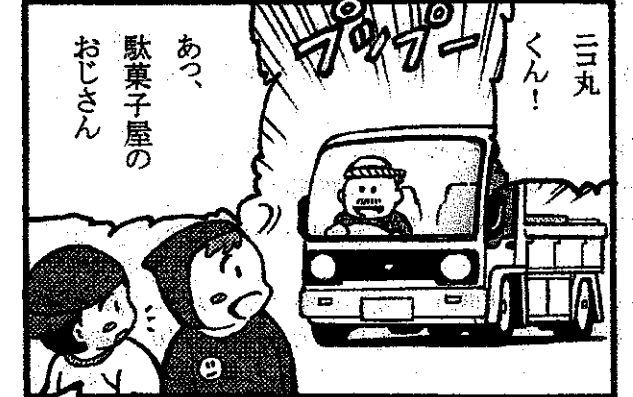
■問い合わせ TEL 050・3468・3743（堤） Mail: kodomokenri@gmail.com

セスの中には、子どもの権利が十分に盛り込まれています。今の日本の離婚のプロセスには、子どもの権利など、ひとつも盛り込まれていないと言っても過言では有りません。このように、二国

間の離婚のプロセスを比較した時に、日本も、子どもの権利が守られる、共同親権に早急に移行するべきだと、私は痛感した次第です。

日本 単独親権 = G8の中で、ロシアを除き、唯一の単独親権国	アメリカ 共同親権 = 身体的&法的権利
●離婚調停、面接交渉調停 調停員は名誉職、専門家でない。調停不調であれば、子供との面接は、実現せず(裁判所の一時命令は、無い)。月1回の遅延なペースで進められる。	●離婚を提訴 協議離婚であっても、合意を裁判所命令にしないと、成立せず(法的執行力の発生)。別居期間中は、共同親権なので、面接(面接についての規定は、裁判所の一時命令となる)、学校、医療等、子供の情報すべてが、両親共有。
●離婚をする両親に対する、子供の福祉、監護についての教育など、一切無し	●ペアレンティング エディケーション(教育) 18歳未満の子供を持つ、すべての親が、離婚、別居に際して、提訴後60日以内に、エディケーションに出席する事を義務化(PASなど、絶対にしてはならないなど、子の監護についての教育)(民法:46b-69b)。
●子供が15歳未満の場合、子供の意見も心情も子供本人に、確認する事は、殆ど無い。	●子供の代理人、子供のカウンセラー 離婚の提訴が有った場合、必ず子供には代理人が付き、カウンセリングを行うカウンセラーが付く。そして、親権争いが熾烈な場合、どちらが監護親としてふさわしいか、親の心理評価をする。
●裁判 両者の悪口、虚偽をそのまま陳述書として裁判に提出。裁判所は、証拠の確証をしない。弁護士も、証拠不十分として、裁判所の記録から削除を求めない(弁護士の倫理規定=依頼人の利益優先)。面接、扶養手当等の一時命令は無い。	●裁判 必ず宣誓をして、事実のみ裁判所に証拠を提出。裁判所の前で、証拠の確証。証拠は、又聞きではなく、証人本人が出廷して、聴取される。弁護士は、証拠不十分の虚偽や悪口について、裁判所の記録からの削除を求める事が出来る(弁護士の倫理規定=子の最善の利益優先。依頼人であっても、教育、説得をして、ガイドする)。
●家裁の調査官 単なる子供の観察日記でしかなく問題性の把握ではない。	●家裁の調査官 訓練をつんだ、ソーシャルワーカーである。子供のみならず、知人、学校、カウンセラーからの、子供の様子の聞き取りなどをする。
●審判の為の、調停と言うプロセスは無い。	●審判前の調停 必ず審判になる前には、調停が一日がかりで行われる。裁判所の指名した調停員として訓練をしている専門の臨床心理医師、弁護士が調停に当たる。
●審判 現状主義。仮に、面接の命令が出たとして、標準で月1回、数時間程度の内容。面接の命令を無視しても、強制執行は出来ない。	●調停合意、または審判 合意内容は、裁判所に提出し、命令となる。裁判所命令違反は、法廷侮辱罪を問われ、罰金(間接強制)、悪質な場合は、収監を申し渡される(→強制執行力の発生)。

ココロのうんどう会 第2話 月山みき



★ J-WAVE に出演して

去る、9月18日(木)首都圏を中心としたFMラジオ局、J-WAVE JAM THE WORLDに出演させていただきました。

この出演依頼が来た理由は、宗像さんはじめ、親子ネットが新聞に掲載され、J-WAVEのディレクターの目にとまったからですが、ディレクターさんをはじめ、ラジオ局スタッフの多くが、離婚後、親が子どもと会えない現状を知らなかったようで、非常に驚いていました。

そして、特に関心を持ったのは、国際間の子どもの連れ去りの点でした。これは、今まで、テレビでもラジオでも、取り上げられなかったからです。

今回、この点を中心に放送することとなりましたが、実際に連れ去られた方の話を放送した方が理解しやすいのではないかとということとなり、放送の二日前に、ラジオ局がある六本木ヒルズに、子どもを連れ去られたお母さん4名の方の録音をすることとなりました。

里帰りと呼んで、パングラディッシュに6歳の男の子を連れ去られた方、4歳の女の子をイランに連れ去られた方、カナダから日本に11歳の男の子を連れ去られた方、アメリカに2人の男の子を連れ去られた方です。

残念ながら時間の関係で、この録音は放送されませんでしたでしたが、放送当日、この録音を聞いたアサウンサーはじめ、スタッフの方は、相当驚いたようで、「このようなことがあることすら知りませんでした」と現実の悲惨さを理解していただいたようです。

実際の放送は、子どもの連れ去りの増加の背景と、子どもの奪取禁止条約の批准を中心に話をさせていただきました。

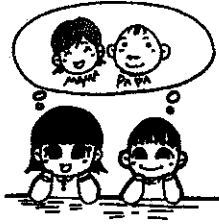
国際結婚は、2006年度44,000件、そのうち38%、17,000件が離婚し、その子どもの数は、約1万人とされています。

そのほとんどが、離婚後面接されず、多くの子どもが国内外に連れ去られていることを考えると、国際問題としても、大きな問題と考えて当然ですが、日本では、この問題が表面化しないのは、なぜなのかとJ-WAVEのスタッフの方も首をかしげていました。

これは、やはり、日本やアジアでは、一方の親による子どもの連れ去りが「誘拐」であり、犯罪という意識が欠けていることもひとつの理由ですが、もうひとつは、国境をまたいで家族問題について、外務省をはじめ、行政機関の支援がまったくされていないことも大きな原因と思われます。この現状を打破するには、「子どもの奪取禁止条約」の批准することが重要であり、また、この批准をするには、世論形成が不可欠であることは言うまでもありません。

私達が、もっと声を大にして訴えるなければならないと思います。

(益戸一太)



「好きな人はパパとママ」

2007年9月の別居当時、私と妻の間には3歳になる男の子がいました。

私も元妻も、日頃、仲が悪くても、子どもだけは両方がすごくかわいがっていました。

日頃忙しい私にでさえ、朝起きてきて、会社に行くときには、足にしがみつき、「会社にいっしょに行く」と言って、泣いて離さなかったり、会社から、早く帰ってくると真っ先に飛んできて、いっしょに仲良く遊んでいた仲だったのです。

息子に「好きな人は、誰ですか?」と聞くと、「パパとママ」と、答えていました。

小さい頃から、息子は私になついていて、母親がいなくても、二人っきりで留守番もできたし、私と2人っきりでも、寝かしつけることも全然平気でした。

そんな親子関係を双方が認識していたので、別居当時、元妻は子どもに会わせないとはいっていませんでした。ただ離婚がしたいと。

私は、子どもとの関わりを保ちたいので、離婚にも応じるつもりでした。

別居してから、何度も私は子どもに会わせるように元妻に言いましたが応じないため、半月後、幼稚園に息子に会いに行きました。

最初は、しばらく私と会っていなかったのが、「どうして?」みたいな感じで、私を見ていましたが、すぐに今まで通り、仲良く遊んでいました。元妻は、後でわかったことなのですが、弁護士と相談していたようで、延長保育を幼稚園に頼んでいたようです。

私が幼稚園に行ったときに、先生に「別居しているので会いにきました」と告げると、少し顔色が変わりました。

先生は元妻は、私がここにくることを知っているのかと聞くのです。別居していて、子どもにも会わせない人が、知る余地もありません。

私がそう幼稚園の先生に告げると、元妻に「連絡を取って良いか」と聞くので、「特に構わない」と答えると、すぐに電話をしてみました。

そして、私にこう言いました。「お母さんから息子さんを預かっているのだから、私には引き渡せない」と。そして、しばらくすると、元妻と弁護士が幼稚園に現れました。

元妻は、「帰るよ」と息子に呼びかけると、私といっしょに玄関のところまで行って、元妻から隠れるように私の後ろに回りました。

そうしていることに、苛立つのか元妻は、引きずるように息子を引っ張り出し、無理やりくつをはかせ、抱きかかえました。

息子は、元妻に抱きかかえながらも、私に抱っこを求めてきました。両手いっぱい広げて。

でも、元妻は弁護士に後を頼みますと言って、息子を連れ去って行きました。決して大げさな表現ではなく、連れ去ったのです。

そのとき、息子は私と別れるのが嫌で、ずっと泣いていました。その状況をこの弁護士(上野奈央子)も見ていたのです。

それでも、その後、上野弁護士の法律事務所である塩味法律事務所に出向くように言われ、子どもとの面会は拒否すると告げられました。

直接話すのも、身体の具合が悪くなるので、調停で話をしたいと言うことでした。

それから、離婚調停が始まりました。

ですが、以前として、父子の面会は拒否です。

ですから、途中で子どもと会うことを求めて面接交渉の審判というものを裁判所に申し立てのですが、そこで、裁判官が言った言葉は、こうでした。「子どもが小さいときは母親が必要である。だが父親と会わせないということはあってはならない。自分で親に会えるようになるまで、待つべきだ」

弁護士に父子を引き離され、さいたま家裁の裁判官にも父子の交流を阻害されたのです。

さらに、上野弁護士は、慰謝料300万円を調停委員提案の解決金50万円にする代わりに、子どもとも面接交渉を取り下げると言ってきました。

私は、子どもに早く会いたいために、調停開始から5か月後に離婚を成立させました。

子どもとの面会については、面接交渉調停として継続されましたが、相変わらず、調停委員はこんなことを言っています。

「精神的に母親よりも、あなた(私のこと)の方が、ましに見えるので、子どもとの面会は時期を待つべきだ」

離婚原因と親子関係を切り離して、考えるということも全くできておらず、後で調査官が入ったときに、「それは、離婚原因なので、ここで話題にすることではない」と、身内に話を遮られるほです。

こんなことを繰り返し、2008年8月現在も相変わらず、息子と会えていません。

(荻谷厚志)

手帳にメモして!

■離婚後の親子の交流を実現するデモ

日時:10月26日(日)13:00集合
13:30出発、場所:東京都渋谷区恵比寿公園集合、主催:親子ネット、問い合わせ:042・573・4010(スペースF)

■我が子に会いたい親の会定例会

日時:11月1日14:00~17:00、場所:東京都文京区アカデミー茗台、参加費500円、主催:我が子に会いたい親の会

■シンポジウム「離婚……その後の親子関係」講演:井出玲子、中田和夫

日時:11月1日13:00~、場所:東京都文京区アカデミー千石学習室A、参加費500円、主催:NPOびじっと・離婚と子ども問題支援センター、問い合わせ:090・9806・1729

■シンポジウム「離婚家庭の新しいかたちー共同親権 子どもが両方の親から育てられるために」お話:福田雅章(山梨学院大学)、味沢道明(日本家族再生センター)

日時:11月9日13:30開場14:00開始、場所:東京都文京シビックセンターアカデミー文京レクリエーションホール、参加費500円、主催:親子ネット、問い合わせ:042・573・4010(スペースF)

■シンポジウム「離婚と子どもⅢ

ー子どもの最善の利益を考える」講演:棚瀬孝雄(中央大学法科大学院教授、弁護士、日弁連家事法制委員会委員)

日時:11月9日13:00~17:00、場所:東京都千代田区霞ヶ関弁護士会館2階クレオBC、主催:日弁連家事法制委員会、問い合わせ:03・3580・9886(日弁連法制部法制第一課)

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

日時:11月20日19:00~、場所:東京都国立市スペースF(国立市中3-11-6)、実費を負担、主催:くにたち子どもとの交流をを求める親の会、問い合わせ:042・573・4010(スペースF)

■親子ネットNAGANO学習会(仮題)

日時:11月22日14:00~、場所:松本Mウイングにて、参加費500円、問い合わせ:050・3468・3743(堤)

【編集後記】引きのばされただけの調停を打ち切って、審判に移行した。審判では、元妻の連れ子である長女への面会交流、継父の面会権を求めることになる。その上、2人の子どもたちは元妻の再婚相手の養子に入れられているので、それも障害の一つ。家族なんて中身だと思いつつ、法が与えた体裁を担保に中身を整えようとする人たちに、いったいどれほど対抗できるのだろうかとも思う。

(宗像)

活動日誌

8/23 第7回親子ネット会議

8/28 親子の面会交流を実現する国分寺ネット、「アメリカの離婚と日本の離婚」学習会

8/29 厚生労働省前宣伝・申し入れ

9/1 清瀬市議会陳情提出

9/3 読売新聞「子の「連れ去り」帰国問題に」、小平市議会請願提出

9/10 毎日新聞「共同親権の導入を求め「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の代表宗像充さん」、中野区議会陳情提出

9/12 香川県議会、江戸川区議会陳情書提出

9/13 第8回親子ネット会議

9/16 羽村市議会陳情趣旨採択

9/18 J-WAVE オンエア

9/22 日経新聞夕刊「親が離婚、子ども心に残る傷」

9/23 「子どもに願いを伝えよう私たちの想い」コンサート

9/25 「人質弁護士」弁護士会館前宣伝・申し入れ、第9回親子ネット会議、日野市議会請願採決

9/26 国分寺市議会陳情採決

9/30 朝日新聞私の視点「子どもの養育 離婚後も父母双方に親権を」

10/7 別居親母の会「Mother's wish」発足準備会

★★★★ 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク会員募集 ★★★★★

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子の面会交流への公的支援を求めて活動しています。

双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行なってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行なっています。

ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。会費はメンバーに手渡し、以下に振り込みください。

会費 団体3000円 個人1000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名 親子交流ネット